

# 全戸配布

農業委員会からの大事なお知らせ！

## 農地の利用状況・利用意向調査のご案内

町農業委員会では、農地の適正管理のため、農業委員や農地利用最適化推進委員による「農地の利用状況調査」を本年度も実施します。

また、調査の結果、遊休農地であった場合には「農地の利用意向調査」を実施します。

調査期間等は以下のとおりですので、農地への立ち入りやご自宅を訪問させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

### ■利用状況調査

〈調査期間〉 令和7年7月～9月

〈調査内容〉 農地一筆ごとに耕作の有無や、遊休農地の荒廃度合い、違反転用などを調査します。

〈注意事項〉 調査結果は全て国へ報告されるとともに、農地と判断されなくなった場合は、農地台帳から除外されるとともに、町税務課へ課税地目変更のための情報提供を行うこととなります。

### ■利用意向調査

〈調査期間〉 令和7年8月～11月

〈調査内容〉 利用状況調査で遊休農地と判断された場合、その農地を所有または管理している方に対し利用の意向を調査します。

〈注意事項〉 貸付等の意向が示されない場合、固定資産税が増額される可能性もあります。

※ご不明な点は、農業委員会事務局または地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員までお問い合わせください。

### ○農業委員・農地利用最適化推進委員担当地区一覧

|          |          |
|----------|----------|
| 倉村/櫛原    | 渡部 辰雄(推) |
| 刈林/成姫    | 横田 明央(委) |
|          | 星 望(委)   |
| 板萩/小池/倉水 | 大竹 洋史(推) |
| 三ツ井      | 渡部 勇一(委) |
|          | 弓田 健一(委) |
|          | 渡部 勉(委)  |
| 新開/戸赤    | 佐々木孝徳(委) |
|          | 佐藤 秀明(委) |
| 中山       | 加藤 浩一(委) |
|          | 湯田 慶司(委) |
| 弥五島      | 玉川 守(推)  |

|          |          |
|----------|----------|
| 塩生       | 玉川 浩之(推) |
| 桧原       | 渡部 貴人(推) |
| 桃曾根/鶴ヶ池  | 渡部 洋一(推) |
| 落合       | 星 陽一郎(推) |
|          | 星 信男(推)  |
| 音金/十文字   | 湯田 富徳(推) |
|          | 弓田 清喜(推) |
| 南倉沢/大松川  | 室井 良平(推) |
|          | 大竹 義則(推) |
| 小松川      | 室井 喜義(推) |
| 張平       | 室井 康一(推) |
| 中妻/水門/沢入 | 佐藤 正一(推) |

|              |          |
|--------------|----------|
| 湯野上/大沢/白岩/雑根 | 星 高德(推)  |
| 小出/沼尾        | 星 久男(委)  |
|              | 五十嵐 傳(委) |
| 田代/芦ノ原/枝松    | 渡部 儀一(推) |
| 小野/大内        | 佐藤 光雄(委) |

(委)は農業委員

(推)は農地利用最適化推進委員

※農業委員は全地区対応します。



(裏面もご覧ください。)

# 農地の権利移動を行う場合のご案内

農地を耕作目的で売買（交換や贈与も含む）や貸し借りを行う際は、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律で定める農業委員会の許可を受ける必要があります。

もし、これらの許可を受けずに行った売買や貸し借り等は、その効力が発生せず無効となります。

したがって、その登記等もできず紛争の原因となるばかりでなく、当事者にとっても思わぬ損失を招く可能性があります。

農地の権利移動を行いたい場合や、不明な点等ございましたら、表面に記載の農業委員や農地利用最適化推進委員までご相談願います。

## ■農地の権利移動

〈注意事項〉正式な手続きせず、貸し借り等を行うと「ヤミ小作」とされる可能性があります。  
民法上は口約束でも契約は成立するとされていますが、農地に限っては農地法の制約があり取扱いが異なります。

# 農地を相続したら

相続や遺産分割、包括遺贈等によって農地の権利を取得した方は、農業委員会への届出が必要となります。

この届出は、法務局への相続登記とは別に必要となる手続きですので、忘れずに行うようお願いします。

## ■相続の届け出について

〈注意事項〉相続発生日からおおむね10カ月以内に農業委員会への届け出が必要です。  
届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

## ■相続の登記について

〈注意事項〉土地を相続した場合、その相続を知った日から3年以内に登記する必要があります。  
これは、登記の義務化以前に相続した土地も対象となります。

（令和6年4月1日から登記の義務化が開始されました。）

登記の手続きにつきましては、お近くの法務局や専門家である司法書士等へご相談ください。

上記以外に農地に係る不明な点や農地の一時転用等ございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせ願います。

下郷町農業委員会事務局 電 話 0241-69-1188

メー ル nougyou\_jinkai\_01@town.shimogo.fukushima.jp